

雇用調整助成金のご案内

豪雨災害等による風評被害など、経済上の理由により、事業活動が縮小している場合に、従業員を解雇することなく、休業などを実施することにより、雇用を維持した事業主に対し、国が費用の一部を助成できる場合があります。

※詳細は、**リーフレット**や**ガイドブック**をこちらからご確認ください ⇒



豪雨等災害による「経済上の理由」に該当する具体例

例えば、以下のような事例で、助成金の対象となる場合があります。

事例	具体的な状況
風評被害	風評被害による観光客減少や特産品の販売不振等で、売上が減少した場合
インフラ被害	災害による主要道路の寸断やライフライン（電気・ガス・水道）の不通で、原材料の調達や顧客の来店が困難となり、売上が減少した場合

！ ご注意ください ！

- 豪雨を**直接的な原因とする事業活動の縮小**（例：浸水等による自社設備や店舗等の被災）は、「**経済上の理由**」には**該当せず**、雇用調整助成金の対象外となります。
- 利用の際は、**休業を開始する前までに休業等実施計画届の提出が必要**です。
- この助成金は、休業したことの他にも支給要件があります。
支給要件の詳細や具体的な申請手続きについては、お気軽にご相談ください。

☎ お問い合わせ先

鹿児島労働局 職業安定部	県内の各ハローワーク
--------------	------------

職業対策課 3階

☎ 099-219-8713

ご連絡先はこちら ⇒



厚生労働省

鹿児島労働局